

○消費税率引上げに伴う消費税転嫁対策及び建設業法の遵守について

(令和元年7月8日 国土建推第9号 国土交通省土地・建設産業局建設業課長から建設業団体の長あて)



通達の主な背景・内容

- 令和元年5月30日、内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室から各省庁に対し、消費税率が10%に引上げられるため、消費税転嫁対策特別措置法を遵守するよう所管業界に対し、指導通知を発出するよう要請があったところ
- そのため、国土交通省においては建設業団体等に対し、主に次の2点を要請
 - ・傘下の建設業者等に対し、消費税転嫁に当たって「消費税転嫁対策特別措置法」及び「建設業法」を遵守するよう周知徹底を図ること
 - ・消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談については、政府全体の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」、地方整備局等に設置している「駆け込みホットライン」を活用するよう周知すること

別添1

- 『消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守に関する留意事項』
 - 消費税転嫁対策特別措置法第3条において禁止されている消費税の転嫁拒否等の行為
 - 消費税転嫁対策特別措置法第8条において禁止されている消費税の転嫁を阻害する表示
 - 建設業法違反となる行為

別添2

- 『消費税率の引上げ及び消費税転嫁対策について』
 - 請負契約における消費税のポイント
 - 建設産業における転嫁対策
 - ・本通達の発出
 - ・建設業法令遵守推進本部による立入検査を必要に応じ実施
 - ・相談窓口の設置（政府全体・国交省）
 - ・政府の実施する書面調査及び下請取引等実態調査等を通じた書面調査を通じた転嫁状況の実態把握など

別添3

- 『消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について』（公正取引委員会・経済産業省（中小企業庁）
 - ※本年6月末、公正取引委員会・経済産業省（中小企業庁）が、下請法上の親事業者等20万社に対し、消費税の転嫁拒否等の行為を行わないよう求めた要請文書

別添4

- 『「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」等の周知・広報への御協力のお願い（協力依頼）』
 - ※本年6月末、消費者庁が公正取引協議会等に対し、各協議会等が運用する公正競争規約の参加事業者に価格設定ガイドライン等を周知するよう求めた要請文書

別添5

- 『消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について』
 - ※本年7月、不動産業課が不動産関係団体に対し、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことのないよう周知徹底を図るよう協力を求めた要請文書